

帯監査第 148 号
令和 6 年 2 月 27 日

請求人 ○○ ○○ 様

帯広市監査委員 川 端 洋 之
帯広市監査委員 秋 田 勝 利
帯広市監査委員 大竹口 武 光

帯広市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和 6 年 1 月 22 日付け提出された標記の件について、監査結果を別紙のとおり通知します。

帯広市職員措置請求に係る監査結果

令和6年1月22日に提出された帯広市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき監査した結果は次のとおりである。

第1 請求の受付

1 請求人

〇〇 〇〇

2 請求の提出

令和6年1月22日

3 請求の受理

請求人は、令和6年1月22日請求書を監査委員事務局に提出した。（以下「本件請求」という。）同日受付し、2月2日をもって法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

4 請求の内容（請求書原文のまま掲載。ただし、事実証明書の添付は省略。）

1. 請求の要旨

総務課は、帯広市庁舎消防用設備点検委託業務について不当に高額な入札予定価格の設定を行い、公金を損ねている

2. 請求の理由

公文書一部開示決定通知書帯総務第257号によると帯広市庁舎の落札金額（税抜）は平成30年 405万 令和1年 405万 令和2年 395万 令和3年 394万 令和4年 430万 令和5年 430万 となっている。6年間の平均落札金額は410万である。

公文書一部開示決定通知書帯総務第261号 業務委託契約書・業務仕様書によると業務内容は総合点検・機器点検の定期点検業務、不時の異常・故障対応、防災訓練の対応 自家用電気工作物総合点検となっている。

また公文書一部開示決定通知書帯総務第262号より、2023年度帯広市庁舎消防設備点検報告書より総合点検時に要した日数は一日と確認できる。

この業務に必要な人工を70人と仮定し国土交通省令和5年度建築保全業務労務単価をベースに別紙にて保全業務費の算定を行ったところ、税抜き223万程度となった。

人工については仮定であるため算定金額の上下はすると考えられるが、直接物品費率、業務管理比率、一般管理費等率は全て最大値をとっている。また点検の人数については、2023年度に落札した〇〇〇〇〇〇〇〇について2023年度8月消防用設備点検報告書内、点検者一覧表の中で社名を記載欄には他社が含まれず〇〇〇〇〇〇〇のみと記載されている。全国法人DBによると〇〇〇〇〇〇〇〇は企業全体11人 就業場所8人としている為、試算で仮定した総合点検業務20人工は実際の点検人数と比べると二

倍近く余裕のある人工といえるだろう。よって試算した 223 万は多い事はあっても少ないという事はないのではなかろうか。

ここ近年（6年間）の落札価格は平均 410 万円となっている。試算した 223 万とは大きな開きがあると思う為、入札金額の見直しを図ってほしい。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

住民監査請求の対象は、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている（法第242条第1項）。

本件請求においては、請求書の内容等から、「帯広市庁舎消防用設備点検業務（以下「本件委託業務」という。）」について、不当に高額な入札予定価格の設定を行い、公金を損ねていることから、不当な公金の支出の是正を求めているものと判断される。

本件委託業務に係る不当な公金の支出として、請求書では、「平成30年度から令和5年度の6年間の本件委託業務委託料」を挙げているが、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」とされている（法第242条第2項）。

よって、本件請求においては正当な理由がないことから、「令和4年度及び令和5年度の本件委託業務委託料（いずれも 473 万円）」が、請求の対象であると判断されることから、当該公金の支出に係る違法若しくは不当性の有無を監査対象事項とする。

なお、「令和5年度の本件委託業務委託料」については、1回目（4月から9月業務分）の支出までを監査対象事項とする。

2 監査対象課

監査の対象課は、総務部総務室総務課である。

3 陳述及び証拠の提出

法第 242 条第 7 項の規定に基づく請求人の陳述の機会は、令和 6 年 2 月 9 日に設け、請求人が本件請求の趣旨を補足説明した。その際、新たな証拠の提出があり、これを受理した。

また、陳述の冒頭、監査委員から「請求内容を逸脱する発言は採用することができない。」ことなどを述べるとともに、請求書中、「2. 請求の理由」の最後にある「入札金額の見直しを図ってほしい。」は、「1. 請求の要旨」にある「入札予定価格」のことであることを確認した。

なお、請求人の陳述において、「業務委託契約書には、再委託等の禁止とありますが、本日提出した公文書一部開示決定通知書によると、令和5年度から平成30年度の本件委託業務に関わる再委託の文書は、令和5年度の自家発電機の点検において〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ業務委託の一部を請け負わせる旨の一通のみでした。しかしながら、請求人である〇〇〇〇は、令和5年8月5日に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の社員として、帯広市庁舎消防用設備の一部である屋内消火栓の点検に従事しています。他にもスプリンクラー設備、

粉末消火設備、消火器、避難器具の点検も〇〇〇〇〇〇〇〇〇の社員にて行われています。これは、再委託に相当するものであり、契約違反であると思われます。3日後に行われるはずの消防設備機器点検の実態を見て頂ければ、一社のみにて行われていない事実は確認できるかと思えます。」との発言があった。

第3 監査の結果

1 事実関係

請求書、請求人の陳述、証拠書類及び関係書類から、次の事実が認められる。

(1) 令和4年度の本件委託業務の支出事務等について

① 執行伺兼入札伺

ア 決裁日	令和4年4月1日
イ 契約方法	指名競争入札
ウ 指名業者数	6者
エ 概要	<ul style="list-style-type: none">・機器点検 2回・総合点検 1回・防災管理点検 1式・連結送水管耐圧試験 1回・不時の異常・故障時の点検・復旧作業・庁舎総合防災訓練及び庁舎自家用電気工作物総合点検時の現地支援
オ 期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
カ 設計額	取引の実例を熟知する事業者からの聴き取りの結果を踏まえて積算
キ 予定価格	設計額と同額

② 支出負担行為伺（契約締結伺）

ア 決裁日	令和4年4月1日
イ 支出負担行為額	4,730,000円
ウ 概要	<ul style="list-style-type: none">・機器点検 2回・総合点検 1回・防災管理点検 1式・連結送水管耐圧試験 1回・不時の異常・故障時の点検・復旧作業・庁舎総合防災訓練及び庁舎自家用電気工作物総合点検時の現地支援
エ 期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

③ 業務委託契約の締結

ア 契約締結日	令和4年4月1日
イ 委託業務名	帯広市庁舎消防用設備点検業務

ウ	委託場所	帯広市庁舎
エ	委託期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
オ	業務委託料	4,730,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 430,000円)
カ	支払回数	2回の分割払い
	1回目	3,027,200円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 275,200円)
	2回目	1,702,800円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 154,800円)

④ 8月実施の機器点検、総合点検及び連結送水管耐圧試験

ア	点検年月日	令和4年8月20日(総務課職員が立会)
イ	成果品	点検結果報告書(令和4年8月22日付けで受理)

⑤ 分割払い(1回目)支出伺

ア	決裁日	令和4年10月17日
イ	支出命令額	3,027,200円
ウ	請求日	令和4年10月14日
エ	支出日	令和4年11月4日

⑥ 11月実施の防災管理点検

ア	点検年月日	令和4年11月30日(総務課職員が立会)
イ	成果品	点検結果報告書(令和4年12月2日付けで受理)

⑦ 2月実施の機器点検

ア	点検年月日	令和5年2月18日(総務課職員が立会)
イ	成果品	点検結果報告書(令和5年2月21日付けで受理)

⑧ 分割払い(2回目)支出伺

ア	決裁日	令和5年3月31日
イ	支出命令額	1,702,800円
ウ	請求日	令和5年3月31日
エ	支出日	令和5年4月10日

(2) 令和5年度の本件委託業務の支出事務等について

① 執行伺兼入札伺

ア	決裁日	令和5年4月1日
イ	契約方法	指名競争入札
ウ	指名業者数	6者
エ	概要	・機器点検 2回 ・総合点検 1回

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災管理点検 1式 ・ 不時の異常・故障時の点検・復旧作業 ・ 庁舎総合防災訓練及び庁舎自家用電気工作物総合点検時の現地支援
オ 期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
カ 設計額	取引の実例を熟知する事業者からの聴き取りの結果を踏まえて積算
キ 予定価格	設計額と同額

② 支出負担行為伺（契約締結伺）

ア 決裁日	令和5年4月1日
イ 支出負担行為額	4,730,000円
ウ 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器点検 2回 ・ 総合点検 1回 ・ 防災管理点検 1式 ・ 不時の異常・故障時の点検・復旧作業 ・ 庁舎総合防災訓練及び庁舎自家用電気工作物総合点検時の現地支援
エ 期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

③ 業務委託契約の締結

ア 契約締結日	令和5年4月1日
イ 委託業務名	帯広市庁舎消防用設備点検業務
ウ 委託場所	帯広市庁舎
エ 委託期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
オ 業務委託料	4,730,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 430,000円)
カ 支払回数	2回の分割払い
	1回目 2,743,400円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 249,400円)
	2回目 1,986,600円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 180,600円)

④ 8月実施の機器点検及び総合点検

ア 点検年月日	令和5年8月5日（総務課職員が立会）
イ 成果品	点検結果報告書（令和5年9月1日付けで受理）

⑤ 分割払い（1回目）支出伺

ア 決裁日	令和5年11月1日
イ 支出命令額	2,743,400円
ウ 請求日	令和5年11月1日

2 判断

本件請求において請求人は、市長に対し、不当に高額な入札予定価格の設定の見直しを求めている。

前記1の事実関係に基づき、請求人が求めている措置を総括的に監査し、違法性又は不当性があるか否かについて、次のとおり判断する。

(1) 「令和4年度及び令和5年度の本件委託業務」の予定価格の設定について

予定価格とは、契約を締結する場合に、その契約金額を決定する基準として、あらかじめ設定するものをいう。

予定価格の定め方については、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第80条第2項において、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされており、地方公共団体においても、国と同様の取扱いを適当としている。

予定価格の設定方法については、法令に別段の定めがないため、契約を締結する権限を有する地方公共団体の長（法第149条第2号）がその裁量によって設定することとなる。

帯広市契約規則（昭和39年規則第22号）第13条第1項では、「予定価格は、入札に付する事項の目的、内容に従い仕様書及び設計書等により総額について所管の長が定める」旨が規定されており、予定価格の積算根拠として、「事業者からの聴き取り」、「事業者からの参考見積書徴取」、「物価資料等の市場単価による積算」ほかとされており、それ以上の具体的指針等はない。

本件委託業務の予定価格の設定については、上記1(1)①及び(2)①のとおり、取引の実例を熟知する事業者からの聴き取りにより設定されており、法令や本市規定に反する点は認められず、適切に行われているものと認められる。

(2) 「令和4年度及び令和5年度の本件委託業務」の競争入札の有効性について

本件委託業務は、庁舎内の業務に影響が生じないように、膨大な消防設備点検作業を閉庁日（土・日曜日、祝日）のうちに終わらせる必要がある。

そのため、過去に同様の業務を受注した実績があり、十分な履行能力を有すると認められる特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって参加競争させ、最も有利な条件を提示した者と契約を締結する指名競争入札で行われている。

また、本件委託業務の指名競争入札を行う場合の指名業者数は、3者以上となっているところ、本市の物品・役務部門の入札参加資格者名簿に登録されている競争入札参加有資格者の中から、帯広市内に本社又は主たる営業所を有する者で、本件委託業務の履行が可能であることを聴取した6者を指名することにより、より競争性を高めて入札を行っており、上記1(1)①、②及び(2)①、②のとおり、適正に執行されているものと認められる。

(3) 請求人の陳述及び証拠の提出について

法第242条第1項における住民監査請求の対象である「契約の履行」には、地方公共団体の長等による売買代金の支払いや売買目的物の引渡し等が該当するが、原則として相手方の契約の履行は含まれないものと解されている。

令和6年2月9日に設けた陳述の場では、新たな証拠の提出とともに、令和5年8月5日に行われた帯広市庁舎消防用設備総合点検において、請求人自身が受託事業者ではない同業他社の社員として当該点検に従事した旨の発言があり、これを「再委託に相当するものであり、契約違反であると思われる」と述べたが、当該発言内容については、相手方の契約の履行に関するものであることから、法に規定される住民監査請求の対象に含まれないものと判断する。

したがって、令和4年度及び令和5年度の本件委託業務の予定価格の設定の見直しを求める請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のことから、本件請求における請求人の主張については理由がないものと認め、これを棄却する。